

2022年度 勤労者・県民に関する福祉政策制度要請

1. SDGs（持続可能な開発目標）の達成と協同組合の促進・支援

（1）秋田県におけるSDGs推進

① 秋田県におけるSDGs推進にあたっては、本来SDGsの中で最も重要な目標のひとつである「貧困の根絶・格差の是正」を重要項目として位置付け、県の各種政策や計画に反映させること。特に、新型コロナウイルス感染症の影響により、改めて貧困や格差、社会的セーフティネットの脆弱性の課題が露呈している状況にあることから、社会経済情勢の変化などを踏まえ、現在策定が検討されている「～大変革の時代～新秋田元気創造プラン」の基本戦略のなかにも「貧困の根絶・格差の是正」について明確に位置付けること。

② 政府がSDGs実施指針の優先課題のひとつとして掲げる「全ての人の人権が尊重される、誰一人取り残さない社会」の実現のために、秋田県においても、外国人・外国にルーツを持つ人々が地域の中で安心して暮らせるよう、人権・労働基本権の保障、交通インフラの整備、保健医療サービスへのアクセスの保障、教育の機会均等など多文化共生社会への転換をはかること。

秋田県が「外国人雇用に向けた政策パッケージ」で掲げている「外国人材の受入れ・定着、共生社会の実現に向けた環境整備の促進」を推進するためには、各種課題への施策を具体化することが求められる。労働関係法令が順守された適正な労働条件・就労環境の確保は必須であり、雇用事業者への周知・啓発はもとより、必要に応じ県として指導・助言を適切に実施すること。また「秋田県外国人相談センター」における相談対応の充実をはかること。

（2）秋田県による協同組合支援の強化

人口急減地域特定地域づくり推進法や労働者協同組合法の成立など、持続可能な社会づくりに向けた協同組合の役割発揮への期待は、コロナ禍で「人と人とのつながり」のかたちが大きく変容する中においても引き続き高いことから、秋田県においても協同組合の支援をより一層強化すること。

秋田県は、協同組合が持続可能な地域づくりに貢献できるよう、協同組合の社会的役割・価値、政策的位置を高めていくための施策について検討を進め、協同組合支援を強化すること。

（3）地域における協同組合の育成・発展に向けた地域住民への周知・啓発

協同組合は、政府の「SDGs実施方針」における「新しい公共」の担い手としてSDGsに貢献していくことが期待されている。秋田県として、広く地域住民へ向けて協同組合の歴史・役割等を周知・啓発するとともに、協同組合の育成・発展のための研修会等を開催すること。

2. 大規模災害等の被災者支援と復興・再生および防災・減災対策の強化

(1) 被災者・避難者への生活支援

秋田県は、被災地から県内各地に避難している方々や、県内で発生した自然災害等で被災者した方々への支援策を一層強化するとともに、以下の取り組みを進めること。

- ① 地域ごとに被災者・避難者の生活、住居、就労、医療・福祉等に関するきめ細かな情報提供や総合相談の体制を整備すること。
- ② 「被災者生活再建支援法」のなかで、同一災害における自治体地域間支援格差について、引き続き国に対し自治体境界線で判断（境界線の明暗）することなく全ての区域を支援の対象とするよう、制度改善にむけて県として国への働きかけを行うこと。また、本制度の内容について広く県民へ周知徹底をはかるとともに、秋田県として本制度を補完する制度の実現を目指すこと。
- ③ 災害ボランティアセンターの役割が大きくなっていることに鑑み、設置・運営（感染症予防対策含む）のために、県として公的な支援（財線的支援や円滑な活動を可能とする体制整備）を強化すること。また、緊急的な復旧だけでなく、被災地のくらし全般の復興を視野に入れた支援体制を強化するために、各自治組織の再生状況確認や、被災者に寄り添う各種サポート体制について、市町村や関係機関との連携を強化すること。

(2) 平時における防災・減災の対策

秋田県は、各地で頻発する自然災害に備え、以下のとおり防災・減災対策を早急に進めること。

- ① 災害からのくらし全般の復興支援に向けて、平時から行政・社協・NPO等民間の多様な連携の促進に取り組むとともに、非常時に備えた財源づくりを検討すること。
- ② 災害時の災害対応拠点となる自治体庁舎・公共施設・医療施設等の耐震化改善に加え、老朽化した学校設備等の危険個所の点検を徹底すること。
- ③ 災害時に手助けが必要な高齢者や障害者、外国人などの迅速な避難が優先されるよう、自治体における避難行動要支援者の名簿作成を徹底すること。さらに「避難勧告等に関するガイドライン（2019年3月29日改定）」が実際の避難行動に結びつくよう、通信手段の確保や情報提供のあり方など情報発信に関する総合的な取り組みを強化すること。
- ④ 学校教育における防災教育や避難訓練の充実を図り、避難対策等を徹底すること。
- ⑤ 災害に便乗した悪質商法・詐欺・空き巣等の犯罪防止に努め、予防啓発を徹底すること。
- ⑥ 住民や企業に対し、大地震および台風・大雨による水害や土砂災害など今後想定される大規模災害に備えた避難訓練や防災教育等の啓発活動を強めるとともに、大地震の際、自らの安全を確保する一斉訓練（シェイクアウト訓練）等への参加を広く県民に呼びかけること。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症が蔓延する状況下において、大規模災害時の避難や避難所における感染症対策の備えを徹底し、地域住民への周知・広報を行うこと。

3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

(1) 教育の機会均等 ～奨学金制度等の拡充・改善と教育費の負担軽減～

- ① 経済的理由によって就学が困難な者の就学へ向けた相談、および、奨学金制度の利用・返還に関する相談などの、相談窓口の整備・拡充を図ること。
- ② 秋田県で進められている、若者の県内定着・回帰促進策として掲げられている、「奨学金返還額に対する助成制度」について、申請および認定状況や利用者の実態を検証した上で、課題等を把握し利用促進や人材定着に向けた制度の更なる改善を推進すること。
- ③ 国に対し、現行の日本学生支援機構の奨学金制度の改善、ならびに、国による給付型奨学金制度のさらなる拡充を働きかけること。
- ④ 国の奨学金制度を補う観点から、自治体独自の給付型奨学金制度や有利子の奨学金についての利子補給、奨学金返済への支援等の制度創設・充実・改善を検討・実施すること。また、県内の高校生を対象とした各自治体の奨学金制度について、コロナ禍で家計急変し収入が激減した世帯への制度緩和をはかるととともに、返済困難者に対する相談体制や救済措置を拡充すること。
- ⑤ 大学等修学支援法について、新型コロナウイルス感染症による影響で家計が急変した場合も、急変後の所得見込みにより要件を満たせば支援対象となることを広く周知広報し、各公立大学で募集を行うこと。
- ⑥ 大学の閉鎖や施設の利用制限など学生の学習環境の悪化に伴い、2022年度の公立大学の学費を軽減すること。新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う親の収入低下やアルバイト減少による収入減で学費支払いが困難となる学生が多数生じる可能性があることから、公立大学の学費の延納・分納や減免などについて柔軟に対応するとともに、制度の改善（延納時期の延長、分納回数の増加）や、延納・分納の制度がない場合には制度を導入すること。また、延納・分納を行う公立大学に対しては必要ななぎ資金を公的に援助すること。
- ⑦ コロナ禍に伴う奨学金の返済困難者の増加に対応し、自治体の奨学金の救済制度を周知徹底し、必要な人が漏れなく返還期限の猶予や減額等の支援を受けられるようにするとともに、保証人を含めて無理な取り立てを行わないこと。

(2) 緊急雇用対策

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、安易な雇止めが行われることのないよう企業等に周知徹底するとともに、自治体による自粛指示・要請に基づく休業に対しては、雇用形態を問わず十分な所得補償を行うこと。また、離職を余儀なくされた労働者に対しては早期の再就職が可能となるよう手厚い就労支援や雇用創出事業を行うこと。

そのため「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等も活用し、必要な財源を確保し推進すること。

(3) 生活困窮者自立支援制度の拡充・体制整備

- ① コロナ禍による困窮や生活困難が深刻さを増す中、生活困窮者自立支援制度が本来の役割と機能を果たせるよう、同制度の拡充・体制整備を行うとともに、住民への周知・啓発を徹底すること。

- ② コロナ禍に対する相談・支援現場が疲弊し「相談崩壊」を招かないよう、「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」等を活用し、人員体制の強化をはかること。あわせて、医療従事者等と同様に、生活困窮者自立支援事業の従事者に感謝とエールを送り「慰労金」等を支給すること。
- ③ コロナ禍において自立相談窓口には、若年層、女性、セクシャルマイノリティ、外国人等、対応に特段の配慮や専門性を要する方の相談も見受けられる。生活困窮の背景や支援制度を熟知し、多様な支援機関のネットワークを有した専門相談員の配置を進めること。
- ④ 2021年3月時点で、県内での就労準備支援事業実施率は43%：6自治体、家計改善支援事業については64%：9自治体となっている。改正法で努力義務化されたことに伴い、2022年度中に県内全ての自治体において両事業が完全に実施されるよう目指すこと。また、子どもの学習支援事業は実施率43%：6自治体、一時生活支援事業は実施ゼロとなっており、各任意事業の実施率を高めつつ、自治体間格差を是正し全体的な底上げを目指すこと。
- ⑤ 生活困窮者自立支援事業は「人が人を支える」制度であることに鑑み、制度を担う相談員・支援員が一生の仕事として誇りを持って安心して働けるよう、雇用の安定と賃金水準の大幅な引き上げなど処遇の改善をはかるとともに、研修の充実などスキルの向上を支援するための必要な措置を講ずること。
- ⑥ 秋田県としての役割やイニシアティブを発揮し、市町村の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりなどの支援を強化すること。とりわけ、家計改善支援など専門性が求められる事業については、広域的事業の実施も含めて自治体間の調整や支援を行うこと。
- ⑦ 支援対象者の社会参加や就労体験・訓練の場をより多く確保し、地域で支える体制をつくるため、認定就労訓練事業者に対する経済的インセンティブ（優先発注、税制優遇、立ち上げ支援等）の活用や支援ノウハウの提供など、受け皿となる団体や企業が取り組みやすい環境を整備すること。とりわけ、改正法で「就労訓練の認定事業者への受注機会の増大」が努力義務化されたことを踏まえ、関係部局が連携し、自治体における優先発注の取り組みを促進すること。
- ⑧ 2020年度より実施された「就職氷河期世代活躍支援プラン」を踏まえ、「中高年引きこもり（8050）問題の当事者」と称される就労困難な世代に対する特段の就労支援策を講ずること。現在、都道府県・指定都市に設置されている「ひきこもり相談支援センター」を市町村にまで拡充させるよう、国へ働きかけること。

（4）生活保護基準の見直しに伴う住民生活への影響への対応

- ① 2018年10月～2020年10月に三度に渡り行われた生活保護基準の見直しに伴う他制度への影響について、実態把握を行い、その影響が及んでいる場合は、従前の基準に戻すとともに、今後とも影響を波及させないようにすること。
- ② 生活保護制度の申請は国民の権利であることを広く県民に知らせ、申請書やパンフレットを福祉事務所や行政の各相談窓口を設置すること。またコロナ禍においては、申請書等をウェブに掲載し、オンライン申請やFAX申請にも対応するなど、運用の緩和を行うこと。

- ③ 生活保護法の運用にあたっては、生活資金が逼迫している場合は速やかに保護を開始するとともに、生活保護の申請抑制や扶養義務の強化を招くことがないように、現場に徹底すること。
- ④ 生活保護の申請に対し行われる扶養照会は、「扶養義務者による扶養の可否等が、保護の要否の判定に影響を及ぼすものではなく、「扶養義務の履行が期待できない」と判断される扶養義務者には、基本的には扶養義務者への直接の照会を行わない取扱いとしている」（2021年2月26日付社会・援護局保護課事務連絡）ことを踏まえ、最大限に柔軟かつ弾力的な運用を行うこと。
- ⑤ 住居のない要保護者について、無料低額宿泊所等の集団処遇施設に入居することを条件とする運用を改め、居宅保護を原則するとともに、居宅保護までの一時生活支援においても個室提供を原則とすること。
- ⑥ 生活保護行政の公的責任や業務拡大・高度化等を踏まえ、福祉事務所費の大幅な改善を図り、ケースワーカーを増員するとともに、職員の専門性を高めるため国へ財政支援を求めること。

(5) 子どもの貧困・虐待対策の強化

- ① 子どもの貧困対策にあたっては、当事者である子どもの視点を大切に、「将来」だけでなく、「現在」の生活の支援、経済的支援、教育支援に取り組む基本姿勢を一層明確化すること。特に、コロナ禍により、格差・貧困の拡大が想定されるため、支援対策をきめ細かく行うこと。貧困の削減目標が具体的に設定されている「第2次秋田県子どもの貧困対策推進計画」については、教育・福祉・労働等の関係部局の密接な連携のもと、相談支援、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援等の施策を総合的かつ効果的に推進し、設定した目標の達成に着実に取り組むこと。
- ② 「子どもの居場所づくり」の活動として全県的な広がりを見せている「子ども食堂」は、単に食事の提供に留まらず、様々な体験や学習の場として、さらに進路相談、いじめや不登校・家庭内暴力相談など「子どもの人権」に係る問題への対応等、多様な機能と役割を有している。秋田県は、子どもの居場所づくり、さらに包括的な相談支援対策としての「子ども食堂」の有用性や可能性とその運営実態に鑑み、次の対策を講ずること。
 - a. 安定した運営を確保するための運営資金の継続的な支援等、「支え合いが支えられる仕組み」を実施すること。
 - b. 「子ども食堂」に期待される専門性の高い役割・機能の発展に運営者が安心して応えられるよう、市町村単位での運営者の相談窓口の明確化と相談ネットワークを確立すること。
- ③ 相次ぐ児童の虐待死、児童虐待の増加という現状をふまえて、2023年4月にかけて順次施行される改正児童虐待防止法・改正児童福祉法に基づき、秋田県は、実態把握、体制整備、関係機関との連携などの施策を強化すること。また、児童虐待相談処理件数の急増に対応し、児童福祉司、相談員、児童心理司等の人材育成・確保を早急に進め、予防的な取り組みを強化し、児童虐待を防止すること。

(6) フードバンク活動の促進

当協議会においても生活困窮者への支援策として、フードドライブ活動を3年前から実施している。会員の善意によって集められた食品等は毎回400キロ前後の重量となり、フードバンクを運営する団体経由で、支援を必要としている方々へ届けている。

- ① 「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行および「食品ロス削減推進基本方針」(2020年3月31日閣議決定)を踏まえ、秋田県は、現在策定中の「秋田県食品ロス削減推進計画」の中に、未使用食品等の有効活用を促進する取り組みの柱として、フードバンク活動を実施する団体への食品等の提供が明示されること。また、フードバンクの活動が継続的・安定的に発展できるよう、県内で活動するフードバンク団体の基盤強化(活動に必要な人件費への補助、事務所・倉庫・配送用車両等のインフラ整備への助成、人材育成など)に向けた支援策を拡充すること。そのため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等も活用し、必要な財源を確保すること。
- ② フードバンクを食品ロスの削減のみならず福祉分野と災害時の食糧支援システムとして積極的に位置づける。生活困窮者支援に関わる行政や様々な民間団体を通じたフードバンク食品の提供や、パントリー設備の整備、食品ロス削減を通じた環境負荷の低減など、福祉・環境政策とも連携した施策を推進すること。

(7) 自死・多重債務対策等

- ① 2020年度は、全国の自殺者数が11年振りに増加に転じ、特に子どもや若者、女性の増加率が顕著となったが、今後コロナ禍が長引くにつれてさらに深刻な事態になることも懸念される。秋田県においては、自殺者が172人と前年から大幅に減少し自殺対策計画の数値目標をクリアしたものの、40才未満の比率は増加傾向にある。さらなる減少を目指して、年代・性別・動機や原因等を分析するとともに、自殺対策基本法および自殺総合対策大綱にもとづき実効性のある施策を迅速に推進すること。
- ② 若年層のいじめや自死防止へ向けた緊急的な当面の対策として、国の委託事業等で実施されているSNS相談活動について、自殺対策におけるSNS相談事業ガイドライン等を活用して相談体制の充実をはかり、問題の深刻化を未然に防止すること。また、若年層からのSOSの出し方だけでなく相談を受け止める側の研修を含めた自殺予防教育の充実をはかること。
- ③ 多重債務者対策本部が貸金業者による脱法行為を厳しく監視できるよう、「秋田県多重債務対策協議会」における実態の検証・分析の強化と多重債務者対策本部との関係で有機的な連携をはかること。また、ヤミ金融撲滅に向けて引き続き一層の取り組み強化をはかること。
- ④ 改正貸金業法の定める総量規制の対象外である銀行カードローンに起因する過剰融資については、政府の多重債務問題に関する有識者懇談会でも指摘されている。また、コロナ禍による収入減に付け込み、利息制限法の適用を逃れる給与ファクタリングや後払い・ツケ払い現金化サービス等を行う新たなヤミ金業者が横行しつつある。秋田県においても、多重債務の防止に向けて、啓発活動をはじめ必要な対応をはかること。

(8) 住宅セーフティネットの拡充

- ① 改正住宅セーフティネット法に基づく新たな住宅セーフティネット制度の周知を徹底し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない登録住宅を増やすとともに、家賃低廉化補助を拡充すること。また、同制度を機能させるために、居住支援協議会の設置や居住支援法人の指定を促進し、それらの活動への支援を強化すること。
- ② 生活困窮者を食い物にする「貧困ビジネス」（追い出し屋、脱法ハウスなど）を根絶するための規制を強化すること。
- ③ コロナ禍における住宅支援策として以下の対策を行うこと。
 - a) 経済状況が改善するまでの一定期間、家賃滞納者への追い出し行為を行わないよう、公的住宅での家賃減免・猶予制度を積極的に活用するとともに、民間賃貸住宅の家主に対しても損失を補償するなどの支援を行うこと。
 - b) 行政の保有する居住施設や公的住宅（公営・UR・公社）の空き室を住居喪失者に無償で提供するとともに、NPO や居住支援法人等と連携し、生活・就労支援を行うこと。
 - c) 改正住宅セーフティネット法に基づく「セーフティネット住宅」等、民間住宅の空き家・空き室を行政が借り上げて、住居喪失者に無償提供すること。

4. 暮らしの総合支援（ライフサポート）事業運営への協力について

当協議会と労働福祉事業団体（東北労金、こくみん共済 coop〈全労済〉）、労働団体をはじめ弁護士会、司法書士会、NPO 等との連携のもと、「暮らしなんでも相談」として開設した「ライフサポートセンターあきた」は、開設から 13 年を迎え、累積相談件数は約 3,300 件を超えている。

相談内容は心の悩み、生活・福祉、法律・税制、労働問題、金融・多重債務、各種トラブルなど複雑多岐に渡っている。最近はコロナ禍の影響を受けて、家計収入減少や仕事を失った方の相談も少なくない。専門の相談アドバイザーを配置し、内容によっては弁護士・司法書士・労働福祉事業団体・労働団体・各種相談窓口と連携を図りながら、相談者の悩み解決に向けて日々活動している。

※最新の相談状況については「ライフサポートセンターあきた 2021 年度相談状況報告（2021 年 12 月末）」を参照。

(1) 「ライフサポートセンターあきた」への協力要請

労働福祉事業団体をはじめ、多くの関連団体のご理解、ご協力のもとに開設した「ライフサポートセンターあきた」は、生活・福祉をメインとした相談の窓口として重要な役割を担う立場となっている。

現在は、秋田市の相談窓口を拠点とし、一般財団法人秋田県労働会館の公益事業として運営されており、東北労働金庫やこくみん共済 coop〈全労済〉の支援と労働会館自らの予算で広告宣伝活動を行っている。全県配布の広報への広告掲載など、秋田県から多方面での協力を検討頂きたい。

(2) ふきのとうホットラインの相互連携

秋田県が心のセーフティネットとして始めた、「ふきのとうホットライン」の相談窓口一覧に「ライフサポートセンターあきた」も掲載させて頂き、このネットワークを使って他団体から相談を取り次ぐ、または紹介するケースも多くある。

コロナ禍によって、「ふきのとうホットライン」の各相談窓口にも多くの相談が寄せられていると考えられる。事例共有を目的としたオンライン等による情報交換や相互連携の機会を設置するよう、秋田県として検討すること。

5. 消費者政策・教育の充実・強化

(1) 地方消費者行政の充実・強化

秋田県は、地方の消費者行政に携わる人材の支援・育成、消費者相談体制の維持・強化と消費生活相談員の雇い止め問題への対策の実施、行政処分の執行体制の強化など、地方消費者行政の充実・強化をはかること。

また、国に対して「地方消費者行政強化交付金」の増額を求めるとともに、地方自主財源の増強を含め、地方消費者行政予算を確保すること。

(2) 成人年齢引き下げを見据えた消費者教育の充実

2022年4月1日から成年年齢の18歳への引き下げが施行される。年齢引き下げによって18歳以下（高校生）でも、親の同意を得ずに各種契約が可能となる。若者の消費者被害防止や救済を図るため、県内の公立・私立全高校を対象として、授業の項目に悪徳商法、多重債務などの消費者問題に関する学習を関連機関と連携して取り入れ、啓発活動の強化を行うこと。

以 上